広島県告示第五百四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、昭和四十五年九月二十九日広島県告示第八百十八号で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち、寿老地地区を廃止する。

平成二十八年九月十二日

広島県知事　湯　﨑　英　彦